

第**66**期
定時株主総会

招集ご通知

日 時

2022年6月24日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

場 所

福井県福井市宝永3丁目1-1
福井県国際交流会館 B1
多目的ホール

議 案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

目 次

定時株主総会招集ご通知 …	1
株主総会参考書類 ……………	2
事業報告 ……………	11
計算書類 ……………	27
監査報告 ……………	40

証券コード 4080
2022年6月8日

株 主 各 位

福井県福井市白方町45字砂浜割5番10

株式会社田中化学研究所

代表取締役 社長執行役員 横川 和史

第66期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第66期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面にて議決権を行使することができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月23日（木曜日）午後5時5分までに到着するようご返送のほどお願い申しあげます。

また、新型コロナウイルス感染症が収束していない状況を踏まえまして、株主総会にご来場される株主の皆様におかれましては、マスク着用などの対策をお願い申しあげます。併せて、当社の判断に基づき、株主総会会場において株主の皆様の安全確保及び感染拡大防止のために必要な措置を講じますので、ご協力のほどお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 福井県福井市宝永3丁目1-1
福井県国際交流会館 B1 多目的ホール
3. 目的事項
報告事項 第66期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tanaka-chem.co.jp/>）に修正後の事項を掲載させていただきます。

株主総会終了後、株主の皆様との懇談会を予定しておりますので、この機会に当社に対する理解を深めていただきたいと存じます。

なお、本年につきましては新型コロナウイルス感染症の拡大状況を考慮いたしまして懇談会の席に飲食の場は設けておりません。趣旨ご理解賜りますようお願い申しあげます。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                                                                   | 変 更 案           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| <b>第3章 株主総会</b>                                                                                                           | <b>第3章 株主総会</b> |
| <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>                                                                                        | (削除)            |
| 第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考資料、事業報告及び計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 |                 |

| 現 行 定 款                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>附則</p> <p>(新設)</p> | <p><b>(電子提供措置等)</b></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>附則</p> <p><b>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</b></p> <p>1 定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く（以下、本議案において同じ））4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いいたします。

なお、本議案につきましては、代表取締役及び社外取締役2名で構成される任意の指名報酬委員会の諮問を経ております。また、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はない旨の報告を受けております。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                | 所有する<br>当社株式数 |
|-------|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1     | よこがわ かず ふみ<br>横 川 和 史<br>(1961年3月30日) | 1985年4月 住友化学工業株式会社入社<br>(現住友化学株式会社)入社<br>1991年9月 ドイツ・ミュンヘン大学派遣<br>1993年10月 派遣免<br>2014年4月 大分工場医薬化学品生産技術部長<br>2015年4月 大阪工場長<br>2017年4月 理事 大阪工場長<br>2019年4月 当社入社 顧問<br>2019年6月 代表取締役社長執行役員（現任） | 1,300株        |
| 2     | く の かず お<br>久 野 和 雄<br>(1950年4月2日)    | 1973年4月 三宝伸銅工業株式会社<br>(現三菱マテリアル株式会社)入社<br>1982年3月 取締役<br>1996年10月 代表取締役社長<br>2001年3月 取締役会長<br>2002年3月 取締役相談役<br>2002年6月 ニチエス株式会社代表取締役社長<br>(現任)<br>2003年6月 当社社外取締役（現任）                       | 10,000株       |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                               | 所有候する<br>当社株式数 |
|-------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3     | 小坂伊知郎<br>(1961年7月18日) | 1986年4月 住友化学工業株式会社<br>(現住友化学株式会社)入社<br>2006年6月 化成品事業部部长<br>2011年10月 化成品事業部部长<br>2015年4月 理事 化成品事業部部长<br>2018年4月 執行役員<br>2018年6月 当社取締役(現任)<br>2021年4月 住友化学株式会社 常務執行役員<br>(現任) | 0株             |
| 4     | 田中ひろし<br>(1953年7月3日)  | 1978年4月 東京海上火災保険株式会社<br>(現東京海上日動火災保険株式会社)入社<br>2006年7月 双日インシュアランス株式会社入社<br>2013年7月 当社入社<br>2018年6月 当社取締役(現任)                                                                | 300,000株       |

- 注1. 各取締役候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 住友化学株式会社は当社の親会社であります。
3. 横川和史氏及び小坂伊知郎氏の現在及び過去10年間の住友化学株式会社における地位及び担当は、上記に記載のとおりであります。
4. 取締役候補者久野和雄氏は、社外取締役候補者であります。  
なお、当社は、久野和雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 久野和雄氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は以下のとおりであります。  
事業法人の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社経営の監督に活かし、取締役会のさらなる機能強化を図る役割に期待し、取締役に選任をお願いするものであります。
6. 久野和雄氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって19年となります。
7. 当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結できる規定を設けております。
- また、当社は、当該定款に基づき取締役候補者である小坂伊知郎氏、田中浩氏及び社外取締役候補者である久野和雄氏との間で責任限定契約を締結しており、3氏の再任が承認された場合、3氏との当該契約を継続する予定であります。
- なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とな

ります。

8. 当社は、当社取締役等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、個人被保険者である取締役等が、その地位に基づいて行った行為（不作為行為）に起因して損害賠償請求がなされた場合の法律上の損害賠償金や争訟費用などを填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。保険料に関しましては、全額当社が負担しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたします。

なお、本議案に関しましては、代表取締役及び社外取締役2名で構成される任意の指名報酬委員会の諮問を経ております。また、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社株式数 |
|-------|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1     | おおしま てつ お夫<br>大 嶋 哲 夫<br>(1955年6月8日) | 1978年4月 住友商事株式会社入社<br>2003年10月 東京物流部長<br>2006年4月 理事 物流保険事業本部長<br>2008年4月 理事 物流保険事業本部参事<br>住商グローバル・ロジスティックス<br>株式会社取締役兼副社長執行役員<br>2010年3月 理事(上海)物流保険事業本部<br>参事<br>SUMISHO GLOBAL LOGISTICS<br>(SHANGHAI) CO.,LTD<br>董事長兼総経理<br>2015年4月 理事 環境・インフラ事業部門長付<br>2015年6月 当社社外監査役<br>2020年6月 当社社外取締役(常勤監査等委員)<br>(現任) | 12,900株       |
| 2     | ますだ ひと み<br>増 田 仁 視<br>(1952年4月23日)  | 1977年4月 公認会計士伊藤満邦事務所入所<br>1982年6月 公認会計士増田仁視事務所所長(現任)<br>1994年6月 アイテック株式会社監査役(現任)<br>2011年6月 当社社外監査役<br>2016年3月 日華化学株式会社 社外監査役(現任)<br>2019年6月 日本公認会計士協会 理事(現任)<br>2020年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)                                                                                                                   | 26,800株       |



| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)             | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                        | 所有する<br>当社株式数 |
|-------|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 3     | 井上 大嶋 哲夫<br>(1965年9月18日) | 1997年4月 弁護士登録<br>井上法律事務所開業(現任)<br>2018年4月 民事調停委員(現任)<br>2019年6月 当社社外監査役<br>2020年1月 司法委員(現任)<br>2020年5月 福井県労働委員会 会長(現任)<br>2020年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) | 0株            |

注1. 上記候補者3氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 上記候補者3氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。

なお、当社は、上記候補者3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3. 上記候補者3氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等は以下のとおりであります。

候補者大嶋哲夫氏につきましては、これまで培ってきたビジネス経験をもとに、幅広い見識に基づいた客観的、中立的な監査・監督業務を通じて取締役会の更なる機能強化を図ることを期待し、監査等委員である社外取締役に選任をお願いするものであります。

候補者増田仁視氏につきましては、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士の資格を有しており、企業の創業・開業の支援、経営計画の策定支援、資金繰り計画の支援を行う等、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するため、監査等委員である社外取締役に選任をお願いするものであります。

候補者井上毅氏につきましては、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士の資格を有しており、専門的な知識と豊富な経験を有するため、監査等委員である社外取締役に選任をお願いするものであります。

4. 大嶋哲夫氏、増田仁視氏、井上毅氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもってそれぞれ2年となります。

5. 当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、当社と監査等委員である社外取締役との間に、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結できる規定を設けております。

また、当社は、当該定款に基づき、監査等委員である社外取締役候補者である大嶋哲夫氏、増田仁視氏、井上毅氏との間で責任限定契約を締結しており、3氏の再任が承認された場合、3氏との当該契約を継続する予定であります。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額となります。

6. 当社は、当社取締役等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、個人被保険者である取締役等が、その地位に基づいて行った行為（不作為行為）に起因して損害賠償請求がなされた場合の法律上の損害賠償金や争訟費用などを填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。保険料に関しましては、全額当社が負担しております。

(ご参考)

取締役及び監査等委員である取締役のスキルマトリックス

(本総会において各取締役候補者が選任された場合)

【取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者の専門性と経験】

| 候補者番号 | 氏名     | 企業経営 | 営業・マーケティング | 技術・研究 | グローバル経験 | 財務・会計 | 法務・内部統制・リスクマネジメント | その他専門領域への知見 |
|-------|--------|------|------------|-------|---------|-------|-------------------|-------------|
| 1     | 横川 和史  | ○    | ○          | ○     |         |       |                   |             |
| 2     | 久野 和雄  | ○    | ○          |       | ○       |       |                   |             |
| 3     | 小坂 伊知郎 |      | ○          | ○     | ○       |       |                   |             |
| 4     | 田中 浩   |      | ○          |       | ○       |       | ○                 |             |

【監査等委員である取締役候補者の専門性と経験】

| 候補者番号 | 氏名    | 企業経営 | 営業・マーケティング | 技術・研究 | グローバル経験 | 財務・会計        | 法務・内部統制・リスクマネジメント | その他専門領域への知見 |
|-------|-------|------|------------|-------|---------|--------------|-------------------|-------------|
| 1     | 大嶋 哲夫 | ○    | ○          |       | ○       |              |                   | ○<br>(物流)   |
| 2     | 増田 仁視 |      |            |       |         | ○<br>(公認会計士) |                   |             |
| 3     | 井上 毅  |      |            |       |         |              | ○<br>(弁護士)        |             |

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたします。

なお、本議案に関しましては、代表取締役及び社外取締役2名で構成される任意の指名報酬委員会の諮問を経ております。また、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                   | 略歴及び重要な兼職の状況                                                                                                                                            | 所有する<br>当社株式数 |
|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| なかむらあつし<br>中村 淳<br>(1976年9月2日) | 2007年9月 弁護士登録<br>中村法律事務所開業<br>2011年1月 高志法律事務所開業 (現任)<br>2013年10月 福井紛争調整委員会 委員 (現任)<br>2021年6月 福井県留置施設視察委員会 委員 (現任)<br>2021年6月 越前市情報公開・個人情報保護審査会 委員 (現任) | 0株            |

注1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 中村淳氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、当該候補者が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、独立役員として届け出る予定であります。

3. 中村淳氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、法律面を中心とした客観的、中立的な監査・監督業務を通じて取締役会のさらなる機能強化を図ることを期待し、選任をお願いするものであります。

4. 補欠の監査等委員である取締役の任期は、就任した時から退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

5. 当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、当社と監査等委員である社外取締役との間に、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結できる規定を設けております。中村淳氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額となります。

6. 当社は、当社取締役等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、個人被保険者である取締役等が、その地位に基づいて行った行為（不作為行為）に起因して損害賠償請求がなされた場合の法律上の損害賠償金や争訟費用などを填補することとしております。当該候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。保険料に関しましては、全額当社が負担しております。

以上

## (提供書面)

# 事業報告

(自 2021年4月1日)  
(至 2022年3月31日)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における二次電池業界は、世界各地で急速に強まっている温室効果ガス削減の動きに各国の補助金政策の後押しもあり、EV市場は急拡大しております。そんな中、大手電池メーカーが積極的な増産投資の一方、自動車メーカーの内製化志向の強まりや異業種の参入など業界全体のサプライチェーン変革の動きが活発化しております。また、EVの市場拡大が続く中、電池の資源材料は需要の拡大や今後の供給懸念もあり高騰する動きをみせております。

このような市場環境の中、当社といたしましては、数年かけてインフラや組織人員含め増産対応の生産体制整備を進めてきており、現事業所で計画していた設備投資はほぼ完了しております。今後、顧客の需要増加時期に応じて順次生産稼働させるべく準備しております。

足もとの業績をみると、販売面において車載用途は前年後半より新型コロナウイルス感染症の影響からの需要回復と市場伸長に伴い、総じて増加基調で推移したものの、半導体不足による自動車の生産調整の影響もあり、まだ本格的な回復には至っておりません。また、第3四半期後半から期末にかけては中国向け一部顧客からの受注が急減しており、今後の需要動向においても不透明な状況となっております。コスト面では新規設備稼働や人員増加に伴い、減価償却費や労務費を中心に増加し、採算面においては未だ非常に脆弱な状況であります。

このような状況下において、当社製品の主原料であるニッケル及びコバルトの国際相場が、世界的な電池需要の拡大や今後の供給懸念、足もとでは地政学リスクも加わりニッケルが急騰するなど、いずれも上昇基調で推移したことから、それらが反映される売上高が増加し、利益で大幅な増益要因となっております。

以上の結果、売上高40,531百万円（前事業年度比78.1%増）、営業利益825百万円（前事業年度は営業損失20百万円）、経常利益769百万円（前事業年度は経常損失30百万円）、当期純利益は731百万円（前事業年度は当期純損失414百万円）となりました。

主要な製品用途別の販売数量の概況は以下のとおりです。なお、当社は二次電池事業の単一セグメントであるため、セグメントごとに記載しておりません。

### 「リチウムイオン電池向け製品」

前事業年度比で48.1%の増加となりました。用途別の増減は次のとおりです。

- ・ 車載用途は、新型コロナウイルス感染症の影響からの需要回復と市場伸長に伴い、総じて増加基調で推移したものの、半導体不足による自動車の生産調整の影響もあり、まだ本格的な回復には至っておりません。また、第3四半期後半から期末にかけては中国向け一部顧客からの受注が急減しております。結果、前事業年度比で80.7%の増加となりました。
- ・ 民生用途は、最終製品の需要減少により前事業年度比で16.5%の減少となりました。

### 「ニッケル水素電池向け製品」

前事業年度比で17.4%の増加となりました。用途別の増減は次のとおりです。

- ・ 車載用途は、前事業年度に新型コロナウイルス感染症の影響によるHV需要の減少を背景に主要顧客からの受注が減少しましたが、足もとにおいては一定の需要が回復し、新規顧客への量産納入も開始したことから、前事業年度比で22.4%の増加となりました。
- ・ 民生用途は、市場縮小から数量自体が少量ですが、前事業年度比で93.2%の減少となりました。

なお、当事業年度の期末配当につきましては、繰越利益剰余金がマイナスであることを勘案し、誠に遺憾ながら無配とさせていただきたいと存じます。

(ご参考)

(ニッケル国際相場：円換算)

(単位：円/kg)

|          | 4～6月平均 | 7～9月平均 | 10～12月平均 | 1～3月平均 |
|----------|--------|--------|----------|--------|
| 2022年3月期 | 1,917  | 2,126  | 2,274    | 3,069  |
| 2021年3月期 | 1,324  | 1,525  | 1,681    | 1,883  |

(コバルト国際相場：円換算)

(単位：円/kg)

|          | 4～6月平均 | 7～9月平均 | 10～12月平均 | 1～3月平均 |
|----------|--------|--------|----------|--------|
| 2022年3月期 | 5,128  | 6,014  | 7,535    | 9,264  |
| 2021年3月期 | 3,659  | 3,527  | 3,663    | 5,096  |

※ニッケル LME（ロンドン金属取引所）月次平均×TTS月次平均

コバルト LMB（ロンドン発行メタルブリテン誌）月次平均×TTS月次平均

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資額は2,081百万円で、リチウムイオン及びニッケル水素電池向け製品の増産設備を中心に投資を行いました。その主なものは次のとおりです。

|                   |        |
|-------------------|--------|
| リチウムイオン電池向け製品生産設備 | 824百万円 |
| ニッケル水素電池向け製品生産設備  | 913百万円 |
| 研究開発設備            | 37百万円  |
| その他               | 305百万円 |

③ 資金調達の状況

当社は、ニッケル水素電池の環境対応車用二次電池市場の拡大に対し、さらなる事業拡大に向けた設備投資を行っており、これらの事業展開にかかる資金需要に充当することを目的として、1,500百万円の借入契約を締結しております。当事業年度末の本契約に基づく借入実行額は1,500百万円です。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

|                               | 第63期<br>(自 2018年4月1日<br>至 2019年3月31日) | 第64期<br>(自 2019年4月1日<br>至 2020年3月31日) | 第65期<br>(自 2020年4月1日<br>至 2021年3月31日) | 第66期(当期)<br>(自 2021年4月1日<br>至 2022年3月31日) |
|-------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------------|
| 売上高 (百万円)                     | 32,632                                | 20,073                                | 22,754                                | 40,531                                    |
| 当期純利益又は当<br>期純損失(△) (百万円)     | △524                                  | △1,628                                | △414                                  | 731                                       |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失(△) | △19円17銭                               | △50円06銭                               | △12円74銭                               | 22円50銭                                    |
| 総資産 (百万円)                     | 26,021                                | 26,259                                | 33,894                                | 39,018                                    |
| 純資産 (百万円)                     | 14,662                                | 13,029                                | 12,622                                | 13,360                                    |
| 1株当たり純資産額                     | 450円71銭                               | 400円52銭                               | 388円00銭                               | 410円68銭                                   |

注1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数は自己株式を控除して計算しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数(自己株式控除後)に基づき算出しております。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第66期の期首から適用しております。

## (3) 重要な親会社の状況

| 会社名      | 資本金       | 当社に対する<br>議決権比率 | 当社との関係           |
|----------|-----------|-----------------|------------------|
| 住友化学株式会社 | 89,699百万円 | 50.4%           | 株式の被所有<br>出向者の受入 |



#### (4) 対処すべき課題

当社の主たるマーケットである二次電池市場は、地球温暖化抑止に向けた脱炭素社会の実現が世界的な共通目標となる中、自動車とエネルギーの二大産業による取り組みが加速推進されており、車載用途、蓄電池用途を中心に拡大していくものとみられております。また、世界各域では原料から廃電池のリサイクルに至るまで循環型のサプライチェーン構築が急がれており、その各過程においても低環境負荷かつ低コスト化が求められております。

リチウムイオン電池に関しては、脱炭素社会への対応や産業振興を企図し、世界各国ではEVを中心に普及促進策が図られるとともに市場は急拡大しております。こうした状況下、自動車、電池メーカー間での連携の動きが世界各域で活発化しており本格的な普及期に向けて準備が進められております。また、使用される正極材料もNCM（ニッケル、コバルト、マンガン）といった三元系やLFPといった鉄系のものなど目的に応じて多様化しております。

ニッケル水素電池に関しては、リチウムイオン電池に対して低コスト、出力特性が高い、安全性に対する高い信頼性など特徴を生かし、HV用途で堅調に推移するものとみられております。

このような市場環境の中、当社は中長期的な需要増に対応するため、数年かけてインフラを含めた設備増強投資と設備稼働に向けた組織人員体制の強化で、リチウムイオン及びニッケル水素電池向け製品の増産体制の構築に取り組んでおり、年間約5万トンの生産能力となっております。これらの生産能力を最大限に活用し、既存顧客への拡販及び新規顧客に対して供給体制の最適化を図り、設備の本格稼働へ向けて段階的に準備を行っております。また、生産性、品質安定性、設備負荷等を考慮した生産ラインの最適化を図ることでコスト競争力を高めた強靱な製造力を追求し、製品開発を含め顧客のニーズにそった適時的確な提案をまいります。

##### ① 5万トン安定稼働の体制構築

- ・要員不足対策（要員確保、省人化対策、人材教育の充実化）
- ・インフラ設備の経年更新・能力拡充へ向けての対応
- ・原料使用の多様化対応
- ・生産～出荷業務のボトルネック解消

##### ② 顧客等取引先との新たな関係構築

- ・顧客のニーズに積極的に対応し生産ラインの高稼働実現と維持を目指す
- ・ライフサイクルアセスメントに配慮したサプライチェーンへの取り組み

##### ③ グローバルに通用する競争力の確保と維持

- ・市場、顧客のニーズにそった適時的確な製品提案
- ・生産最適化による安定した品質とコストミニマムを両立させた強靱な製造力の確保
- ・カーボンニュートラル社会の実現に向けた取り組み促進



## (5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社は、二次電池用の正極材料の製造販売を主な事業としております。

## (6) 主要な事業所及び工場 (2022年3月31日現在)

本社・福井工場 福井県福井市白方町45字砂浜割5番10  
 大阪支社 大阪府大阪市中央区道修町2丁目2番8号  
 住化不動産道修町ビル1階  
 東京事務所 東京都品川区東五反田1丁目10番7号  
 アイオス五反田4階

## (7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

| 使用人数     | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------|-----------|-------|--------|
| 337名(43) | 30名増      | 36.1歳 | 7年4ヶ月  |

注. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

| 借入先        | 借入額      |
|------------|----------|
| (株)三菱UFJ銀行 | 4,889百万円 |
| (株)三井住友銀行  | 4,325    |
| (株)福井銀行    | 2,413    |
| (株)北陸銀行    | 1,191    |
| (株)福邦銀行    | 1,061    |
| (株)北國銀行    | 450      |
| (株)滋賀銀行    | 270      |



### 3. 会社役員 の 状況

#### (1) 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

| 会社における地位         | 氏名     | 担当及び重要な兼職の状況                                      |
|------------------|--------|---------------------------------------------------|
| 代表取締役 社長執行役員     | 横川 和史  |                                                   |
| 取締役              | 久野 和雄  | ニチエス(株)代表取締役社長                                    |
| 取締役              | 小坂 伊知郎 | 住友化学(株)常務執行役員                                     |
| 取締役<br>(常勤監査等委員) | 田中 浩   |                                                   |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 大嶋 哲夫  |                                                   |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 増田 仁視  | 公認会計士増田仁視事務所・アイテック(株)監査役・日華化学(株)社外監査役・日本公認会計士協会理事 |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 井上 毅   | 井上法律事務所・民事調停委員・司法委員・福井県労働委員会会長                    |

- 注1. 取締役久野和雄氏及び上記監査等委員である取締役3名は、社外取締役であります。
2. 取締役久野和雄氏及び上記監査等委員である取締役3名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査等委員である取締役増田仁視氏は公認会計士の資格を有しており、企業の創業・開業の支援、経営計画の策定支援、資金繰り計画の支援を行う等、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員である取締役井上毅氏は弁護士の資格を有しており、専門的な知識と豊富な経験を有するものであります。
5. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、重要な社内会議への出席、業務執行取締役及び使用人等からの情報収集、内部監査部門との連携を図るべく、監査等委員である取締役大嶋哲夫氏を任意で常勤の監査等委員に選定しております。

## (2) 取締役の報酬等

### ① 役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

当社は、2021年2月9日開催の取締役会において、下記の通り取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針を決議しております。

#### イ. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役の報酬については、業界水準や業績等を勘案した月例の固定報酬制としております。

#### ロ. 取締役の報酬水準、制度の決定

取締役の報酬水準や制度については、取締役会の諮問機関である「指名報酬委員会」（代表取締役1名及び社外取締役2名で構成）の答申を受けて取締役会が決定いたします。

#### ハ. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額、個人別の報酬等の決定

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額については、2020年6月26日開催の第64期定時株主総会において決議されたとおり、年額150,000千円以内（うち社外取締役分年額15,000千円以内）とし、各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は取締役会の決議によることといたします。
- ・個人別の報酬等の決定にあたっては、取締役（監査等委員である取締役を除く）に支給すべき報酬総額の妥当性を取締役会から指名報酬委員会に諮問し、答申を得た上で、代表取締役に一任いたします。代表取締役は指名報酬委員会の答申を尊重して個人別の報酬等を決定いたします。

#### 二. 監査等委員である取締役の報酬限度額・個人別の報酬等の決定

- ・監査等委員である取締役の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第64期定時株主総会において決議されたとおり、年額50,000千円以内とし、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は監査等委員である取締役の協議によることといたします。
- ・監査等委員である取締役の個人別の報酬等の決定にあたっては、監査等委員である取締役に支給すべき報酬総額の妥当性を取締役会から指名報酬委員会に諮問し、答申を得た上で、監査等委員全員がその答申内容を踏まえて協議を行い、決定いたします。

### ② 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                                          | 員 数 ( 人 ) | 報酬等の総額 ( 千円 )      |
|----------------------------------------------|-----------|--------------------|
| 取 締 役<br>(監査等委員である取締役を除く)<br>[う ち 社 外 取 締 役] | 5<br>[1]  | 40,743<br>[4,104]  |
| 取 査 締 役<br>(監 査 等 委 員)<br>[う ち 社 外 取 締 役]    | 3<br>[3]  | 22,572<br>[22,572] |
| 合 計<br>[う ち 社 外 取 締 役]                       | 8<br>[4]  | 63,315<br>[26,676] |

- イ. 上記には2021年6月25日開催の第65期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
- ロ. 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役の報酬については、業界水準や業績等を勘案した月例の固定報酬制としております。
- ハ. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第64期定時株主総会において、当社定款第20条第1項に定める7名以内の取締役（監査等委員である取締役を除く）を対象に、年額150,000千円以内（うち社外取締役分年額15,000千円以内）と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は4名（うち社外取締役は1名）であります。なお、各取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する具体的金額、支給の時期等の決定は取締役会の決議によることといたします。
- 二. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の決定にあたっては、取締役会にて当社の業績や職務執行状況等を協議した上で代表取締役社長執行役員横川和史氏に一任し、決定いたしました。委任した理由は、当社の全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の活動について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。
- ホ. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第64期定時株主総会において、当社定款第20条第2項に定める4名以内の監査等委員である取締役を対象に、年額50,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。なお、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等については、監査等委員である取締役全員の協議により決定いたしました。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

|                          | 兼 職 の 状 況                                         | 当 社 と の 関 係    |
|--------------------------|---------------------------------------------------|----------------|
| 取 締 役 久 野 和 雄            | ニチエス(株)代表取締役社長                                    | 特別の利害関係はありません。 |
| 取 締 役<br>(監査等委員) 大 嶋 哲 夫 | -                                                 | -              |
| 取 締 役<br>(監査等委員) 増 田 仁 視 | 公認会計士増田仁視事務所・アイテック(株)監査役・日華化学(株)社外監査役・日本公認会計士協会理事 | 特別の利害関係はありません。 |
| 取 締 役<br>(監査等委員) 井 上 毅   | 井上法律事務所・民事調停委員・司法委員・福井県労働委員会会長                    | 特別の利害関係はありません。 |

② 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会及び監査等委員会への出席状況

|                     | 取締役会（24回開催） |        | 監査等委員会（13回開催） |        |
|---------------------|-------------|--------|---------------|--------|
|                     | 出席回数        | 出席率    | 出席回数          | 出席率    |
| 取締役 久野和雄            | 24回         | 100.0% | -             | -      |
| 取締役<br>(監査等委員) 大嶋哲夫 | 24          | 100.0  | 13回           | 100.0% |
| 取締役<br>(監査等委員) 増田仁視 | 23          | 95.8   | 11            | 84.6   |
| 取締役<br>(監査等委員) 井上毅  | 24          | 100.0  | 13            | 100.0  |

ロ. 主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

- ・取締役久野和雄氏は、当事業年度に開催された取締役会24回全てに出席し、企業経営者の見地から議案の審議等につき適宜必要な発言を行っております。
- ・監査等委員である取締役大嶋哲夫氏は、当事業年度において開催された取締役会24回全てに出席している他、その他の重要な社内会議にも出席し、取締役の職務執行状況を常時モニタリングしております。また、当事業年度に開催された監査等委員会13回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査事項等に関する協議を行っております。
- ・監査等委員である取締役増田仁視氏は、当事業年度に開催された取締役会24回のうち23回に出席し、公認会計士としての専門的な見地から意見・アドバイスを行っております。また、当事業年度に開催された監査等委員会13回のうち11回に出席し、監査結果についての意見交換、監査事項等に関する協議を行っております。
- ・監査等委員である取締役井上毅氏は、当事業年度に開催された取締役会24回全てに出席し、弁護士としての専門的な見地から意見・アドバイスを行っております。また、当事業年度に開催された監査等委員会13回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査事項等に関する協議を行っております。

#### (4) 責任限定契約の概要

当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、当社と業務執行を行わない取締役との間に、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結できる規定を設けております。

また、当社は、当該損害定款規定に基づき、業務執行を行わない取締役との間で当該契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

#### (5) 役員等賠償責任保険契約制度の概要

当社は、当社取締役や執行役員などを被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、個人被保険者である取締役等が、その地位に基づいて行った行為（不作為行為）に起因して損害賠償請求がなされた場合の法律上の損害賠償金や争訟費用などを填補することとしております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。保険料に関しましては、全額当社が負担しております。

### 4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

#### (2) 報酬等の額

|                                | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 24,000千円  |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 24,000千円  |

注1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区別できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人の職務の遂行が法令、社会規範、定款及び社内規程に適合すること（以下「コンプライアンス」という）を確保するための体制として、取締役会、社外取締役、監査等委員会、内部監査部門並びにコンプライアンス委員会がそれぞれの機能を最大限に発揮しつつ相互に連携して目的の達成に努力する体制を基本としております。

- ① 取締役会は法令遵守のための体制を含む内部統制システムの整備についての基本方針を決定するとともに、定期的に整備状況の確認を行います。
- ② 取締役会には、監査等委員である取締役を含め複数名の社外取締役を継続して選任することにより、取締役の職務執行の監督機能の維持・向上を図ります。
- ③ 監査等委員である取締役は、取締役会など主要な会議に出席し、各々の有する経験及び知見に基づき種々の意見や提言を適宜行うとともに、内部統制システムの整備・運用状況を含め取締役の職務執行を監査いたします。
- ④ 内部監査部門は、監査を通じて各部署の職務の執行が法令、定款並びに社内規程に適合していることを確認いたします。
- ⑤ コンプライアンス委員会は、コンプライアンス管理規程及びコンプライアンスに関する規程の制定、改廃に関する取締役会への付議、コンプライアンスに関連する役職員の行動規範として「コンプライアンス・マニュアル」の整備並びに研修実施等により、取締役及び使用人のコンプライアンス意識の維持・向上を図ります。また、役職員が法令違反の疑義のある行為等を発見した場合には、速やかにコンプライアンス委員会に報告される体制を構築しているうえ、匿名が保障された社内外からの通報制度を設け、役職員に対して制度利用の働きかけを強化しております。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、執行役員会議その他重要な会議の意思決定にかかわる情報、社長執行役員及び担当役員決裁その他の重要な決裁にかかわる情報を記録し、文書管理規程に従って保存・管理したうえ、必要な関係者が閲覧できる体制を構築しております。

### (3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ① 経営に関する重大な影響を及ぼすリスクを全体的に認識、評価、対応する仕組みを構築しており、リスク管理に関する規程を運用し、平時における事前予防体制と有事における迅速な対応並びに再発防止策を講じる体制のもと取組んでおります。
- ② 内部監査部門は、全社のリスク管理状況をレビューするため、各部署のリスク管理状況を監査し、定期的に執行役員、関連部長及び常勤監査等委員である取締役に報告しております。
- ③ 当社経営におけるリスクのうち、収益に最も影響の大きい主原料価格リスクについては、原料部において価格リスクを持つ数量の把握を行う一方、経理部において包括的に状況を把握する体制のもと取組んでおります。



#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、以下の職務権限、意思決定ルール及び経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図ります。

- ① 取締役会は、取締役の職務執行が効率的に行われるよう職務権限（取締役に対する権限委譲を含む）と意思決定ルールを関連社内規程に定め、権限と責任を明確にしております。これらの社内規程の改廃は取締役会の決定によります。また、業務の簡素化、組織のスリム化及びITの適切な利用を通じて、業務の効率化を推進しております。
- ② 取締役会は、中期経営基本方針ならびに中期事業計画を決定し、毎事業年度において中期経営基本方針ならびに中期事業計画との整合性を持たせた年度事業計画を決定のうえ、その執行を監督いたします。

#### (5) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）は、監査等委員会の求めにより、監査等委員会の職務を補助する使用人（以下「監査等委員会スタッフ」という）として適切な人材を配置いたします。

#### (6) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会スタッフの適切な職務遂行のため、監査等委員会スタッフは取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮命令を受けないものとしております。

#### (7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する事項

取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、社内外からの通報制度を利用した通報の状況及びその内容、その他監査等委員会が職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について速やかに報告、情報提供を行うものいたします。

#### (8) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社はコンプライアンス管理規程の下に内部通報細則を定め、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いをしないことを定めております。

#### (9) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役が職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用又は債務が当該取締役の職務の執行に関係ないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものいたします。

**(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 代表取締役と監査等委員である取締役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持つこととしております。
- ② 取締役は、監査等委員である取締役が必要と認めた重要な取引先の調査にも協力いたします。
- ③ 取締役は、監査等委員である取締役の職務の遂行にあたり、監査等委員である取締役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備するものとしております。

**(11) 反社会的勢力排除に向けた基本方針及びその整備状況**

- ① 反社会的勢力排除に向けた基本方針  
当社は、社会的秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、また不当な要求に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応することとしております。
- ② 反社会的勢力排除に向けた整備状況  
反社会的勢力との関係を遮断する取組みを一層推進するため、対応統括部署を総務人事部と定め、不当要求防止責任者を配置するとともに社内体制の整備・強化を図っております。また、総務人事部を窓口として平素より所轄警察署及び外部専門機関などと連携することにより反社会的勢力の排除に向けた情報収集並びに共有化に努め、社内への周知徹底及び注意喚起を行っております。

**(12) 業務の適正を確保するための体制の当事業年度における運用状況の概要**

- ① 取締役会を24回開催し、法令等に定められた事項や経営方針等の重要事項を決定いたしました。
- ② 内部監査部門は内部監査実施計画に基づき、財務報告に係る内部統制の評価及び業務監査を実施いたしました。
- ③ 法令等の遵守を徹底するため、全役職員を対象としたコンプライアンス研修を実施いたしました。

**(13) 監査等委員会の監査の状況**

全員が社外取締役（監査等委員）である3名で組織する監査等委員会は、当事業年度において監査等委員会を13回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については、「3. 会社役員の状況 (3)②イ. 取締役及び監査等委員会への出席状況」に記載の通りです。

監査等委員会における主な検討事項は、監査報告の作成、監査の方針及び監査計画の策定、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法及び相当性、監査上の主要な検討事項に関する会計監査人との協議、取締役の指名・報酬に係る同委員会としての意見の策定についてです。

また、監査等委員の活動として、毎月定例的に監査等委員会を開催し、重要会議への出席、稟議書類閲覧等による経営情報への十分なアクセスを確保することなどにより、経営に対する監督、牽制機能の強化を図っております。

## 6. コーポレート・ガバナンスの取組み

当社は、株主の皆様をはじめとした様々なステークホルダーの利益に合うようにすることが、コーポレート・ガバナンスの基本であると認識しており、これを実現するため、「意思決定の迅速化」「企業行動の透明性の確保」「アカウンタビリティの充実」に取り組んでおります。

- (1) 当社は継続的な企業価値向上を具現化していくために、コーポレート・ガバナンスの強化が必要であると認識しており、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築しております。
- (2) 当社は、コーポレート・ガバナンス強化の一環として内部統制システムの整備・強化に取り組んでおります。
- (3) 当社は1名の社外取締役（監査等委員を除く）を選任しており、また、監査等委員3名は、常勤・非常勤を問わず全員が社外取締役であることから、独立性の高い社外取締役による会社経営の監視が可能な体制となっております。
- (4) 経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するために、機関設計として監査等委員会設置会社を採用するとともに、執行役員制度を導入し、業務執行の迅速化を図っております。
- (5) 役員の指名・報酬等に関し社外取締役の適切な関与・助言を得るべく、諮問機関としての指名報酬委員会を設置・活用することにより、統治機能の更なる充実を図っております。
- (6) 当社と親会社グループとの取引の公正性及び透明性を確保するとともに、当社の少数株主の利益の保護に資することを目的として、取締役会の諮問機関として社外取締役全員で構成する社外役員審議委員会を設置しております。

注：本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                   | 負 債 の 部              |                   |
|------------------------|-------------------|----------------------|-------------------|
| 科 目                    | 金 額               | 科 目                  | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>17,950,589</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>14,727,042</b> |
| 現金及び預金                 | 1,303,833         | 電子記録債務               | 1,252,694         |
| 電子記録債権                 | 194,778           | 買掛金                  | 7,665,856         |
| 売掛金                    | 8,602,228         | 短期借入金                | 2,300,000         |
| 製品                     | 2,501,943         | 1年内返済予定の長期借入金        | 1,500,000         |
| 仕掛品                    | 2,179,492         | 未払金                  | 1,072,457         |
| 原材料及び貯蔵品               | 2,701,823         | 未払費用                 | 30,995            |
| 前払費用                   | 24,888            | 未払法人税等               | 48,559            |
| その他                    | 441,601           | 前受金                  | 128               |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>21,067,491</b> | 預り金                  | 22,601            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>20,862,977</b> | 賞与引当金                | 187,199           |
| 建物                     | 5,012,360         | 設備関係電子記録債務           | 646,549           |
| 構築物                    | 163,656           | <b>固 定 負 債</b>       | <b>10,930,889</b> |
| 機械装置                   | 8,386,675         | 長期借入金                | 10,800,000        |
| 車両運搬具                  | 22,346            | 資産除去債務               | 32,000            |
| 工具器具備品                 | 182,841           | 繰延税金負債               | 98,738            |
| 土地                     | 1,433,941         | その他                  | 150               |
| 建設仮勘定                  | 5,661,155         | <b>負 債 合 計</b>       | <b>25,657,931</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>6,450</b>      | <b>純 資 産 の 部</b>     |                   |
| 電話加入権                  | 1,947             | 株主資本                 | 13,335,666        |
| ソフトウェア                 | 4,128             | 資本金                  | 9,155,228         |
| その他                    | 374               | 資本剰余金                | 6,662,707         |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>198,063</b>    | 資本準備金                | 6,662,707         |
| 投資有価証券                 | 82,964            | 利益剰余金                | △2,480,163        |
| 従業員に対する長期貸付金           | 1,830             | その他利益剰余金             | △2,480,163        |
| 長期前払費用                 | 3,565             | 特別償却準備金              | 153,576           |
| 前払年金費用                 | 66,415            | 繰越利益剰余金              | △2,633,739        |
| その他                    | 43,587            | <b>自 己 株 式</b>       | <b>△2,106</b>     |
| 貸倒引当金                  | △300              | 評価・換算差額等             | 24,483            |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>39,018,081</b> | その他有価証券評価差額金         | 24,483            |
|                        |                   | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>13,360,149</b> |
|                        |                   | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>39,018,081</b> |

## 損益計算書

(自 2021年4月1日)  
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額     | 金 額        |
|--------------|---------|------------|
| 売上高          |         | 40,531,316 |
| 売上原価         |         | 37,531,658 |
| 売上総利益        |         | 2,999,657  |
| 販売費及び一般管理費   |         | 2,174,562  |
| 営業利益         |         | 825,094    |
| 営業外収益        |         |            |
| 受取利息及び配当金    | 2,430   |            |
| 為替差益         | 21,579  |            |
| その他          | 9,211   | 33,221     |
| 営業外費用        |         |            |
| 支払利息         | 77,203  |            |
| シンジケートローン手数料 | 5,521   |            |
| その他          | 6,530   | 89,255     |
| 経常利益         |         | 769,061    |
| 特別利益         |         |            |
| 補助金収入        | 200,040 |            |
| 投資有価証券売却益    | 3,550   | 203,590    |
| 特別損失         |         |            |
| 固定資産除却損      | 3,468   |            |
| 固定資産圧縮損      | 159,571 | 163,039    |
| 税引前当期純利益     |         | 809,611    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 84,173  |            |
| 法人税等調整額      | △6,393  | 77,779     |
| 当期純利益        |         | 731,831    |

## 株主資本等変動計算書

( 自 2021年4月1日 )  
( 至 2022年3月31日 )

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本   |           |           |           |            |            |
|-------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
|                               | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |           | 利 益 剰 余 金 |            |            |
|                               |           | 資本準備金     | 資本剰余金合計   | その他利益剰余金  |            | 利益剰余金合計    |
|                               |           |           | 特別償却準備金   | 繰越利益剰余金   |            |            |
| 当 期 首 残 高                     | 9,155,228 | 6,662,707 | 6,662,707 | 179,172   | △3,391,167 | △3,211,994 |
| 当 期 変 動 額                     |           |           |           |           |            |            |
| 特別償却準備金の取崩                    |           |           |           | △25,596   | 25,596     | -          |
| 当 期 純 利 益                     |           |           |           |           | 731,831    | 731,831    |
| 株 主 資 本 以 外 の<br>項目の当期変動額(純額) |           |           |           |           |            |            |
| 当 期 変 動 額 合 計                 | -         | -         | -         | △25,596   | 757,427    | 731,831    |
| 当 期 末 残 高                     | 9,155,228 | 6,662,707 | 6,662,707 | 153,576   | △2,633,739 | △2,480,163 |

|                               | 株主資本   |            | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計      |
|-------------------------------|--------|------------|------------------|----------------|------------|
|                               | 自己株式   | 株主資本合計     | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算差額等<br>合計 |            |
| 当 期 首 残 高                     | △2,106 | 12,603,834 | 18,685           | 18,685         | 12,622,520 |
| 当 期 変 動 額                     |        |            |                  |                |            |
| 特別償却準備金の取崩                    |        | -          |                  |                | -          |
| 当 期 純 利 益                     |        | 731,831    |                  |                | 731,831    |
| 株 主 資 本 以 外 の<br>項目の当期変動額(純額) |        |            | 5,797            | 5,797          | 5,797      |
| 当 期 変 動 額 合 計                 | -      | 731,831    | 5,797            | 5,797          | 737,629    |
| 当 期 末 残 高                     | △2,106 | 13,335,666 | 24,483           | 24,483         | 13,360,149 |

## <個別注記表>

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産

- 製品・仕掛品・原材料 月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- 貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

|      |        |
|------|--------|
| 建 物  | 7年～50年 |
| 機械装置 | 2年～12年 |

##### ② 無形固定資産（ソフトウェア）（リース資産を除く）

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

##### ③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額から年金資産額を控除した金額を計上しております。なお、年金資産が退職給付債務を超過した場合には、その超過額を前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算は、退職給付債務の額を原則法に基づき計算し、当該退職給付債務の額と年金財政計算上の数理債務との比（比較指数）を求め、直近の年金財政計算における数理債務の額に比較指数を乗じた金額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

製品の販売に係る収益は、主に製造による国内及び海外への販売であり、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。当該国内への販売における履行義務は、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、製品を引き渡した時点または顧客が製品を検収した時点で収益を認識しております。ただし、一部の取引については出荷時点で収益を認識しております。また海外への販売における履行義務は、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、貿易条件に基づき製品を船積した時点で収益を認識しております。なお、約束された対価は履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の損益及び期首利益剰余金に与える重要な影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる財務諸表に与える重要な影響はありません。



### 3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性が有る項目は以下のとおりです。

二次電池事業に関する固定資産の減損損失の認識の要否

#### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

当社製品の主原料であるニッケル及びコバルトの国際相場が、世界的な電池需要の拡大や今後の供給懸念、足もとは地政学リスクも加わりニッケルが急騰するなど上昇基調で推移しました。加えて、販売面においても新型コロナウイルス感染症の影響からの需要回復と市場伸長に伴い、総じて増加基調で推移したことから、当事業年度の売上が増加し、利益で大幅な増益要因となっております。しかしながら、半導体不足による自動車の生産調整の影響もあり、本格的な回復には至っておらず、第3四半期後半から期末にかけては中国向け一部顧客からの受注も急減しており、今後の需要動向においても不透明な状況となっております。また、新規設備の稼働や人員増加に伴い、減価償却費や労務費を中心に増加し、採算面においても脆弱な状況にあることから、減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否について検討を行いました。検討の結果、割引前将来キャッシュ・フローが有形固定資産の帳簿価額20,862,977千円を超えると判断されたため、減損損失は計上していません。

#### ② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社の有形固定資産は、福井事業所の二次電池事業（単一セグメント）に関するものであり資産グループも単一グループとして認識しております。

減損の兆候があると認められかつ、当該事業から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い金額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

また、当該事業の将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会で承認された中期事業計画を基礎とし、既存顧客や新規顧客への拡販により販売数量の増加を見込んでおります。一方、販売単価から主原料単価を差し引いた加工販売単価については顧客との交渉状況や市場予測値を考慮しています。

こうした予測は顧客からの受注の獲得や加工販売単価の見積りとといった高い不確実性を伴い、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

### 4. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

##### ① 担保に供している資産

|        |             |
|--------|-------------|
| 建物     | 693,745千円   |
| 土地     | 1,125,321   |
| 投資有価証券 | 43,382      |
| 計      | 1,862,449千円 |

##### ② 担保に係る債務

|               |             |
|---------------|-------------|
| 短期借入金         | 800,000千円   |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 300,000     |
| 長期借入金         | 1,200,000   |
| 計             | 2,300,000千円 |

|                                    |              |
|------------------------------------|--------------|
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額                 | 18,159,952千円 |
| (3) 当事業年度において国庫補助金の受入れにより圧縮記帳を行った額 |              |
| 建物                                 | 74,437千円     |
| 構築物                                | 697          |
| 機械装置                               | 77,833       |
| 工具器具備品                             | 6,602        |
| 計                                  | 159,571千円    |
| 固定資産にかかる国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額       |              |
| 建物                                 | 502,346千円    |
| 構築物                                | 12,928       |
| 機械装置                               | 2,794,336    |
| 車両運搬具                              | 2,540        |
| 工具器具備品                             | 55,056       |
| ソフトウェア                             | 561          |
| 計                                  | 3,367,769千円  |
| (4) 電子記録債権譲渡高                      | 393,679千円    |
| (5) 財務制限条項                         |              |

(2017年3月28日契約)

株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（借入残高1,500,000千円）及びコミットメントライン契約（借入残高800,000千円）には、次の財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合には、期限の利益を喪失する可能性があります。

2017年3月以降に終了する各年度の決算期の末日における借入人単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における借入人単体の貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上にそれぞれ維持すること。

本契約締結日以降、全貸付人の貸付義務が終了し、かつ借入人が貸付人及びエージェントに対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、住友化学株式会社の借入人に対する出資比率が50.1%以上に維持されるようにすること。

(2020年1月28日契約)

株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（借入残高10,800,000千円）には、次の財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合には、期限の利益を喪失する可能性があります。

2020年3月以降に終了する各年度の決算期の末日における借入人単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における借入人単体の貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上にそれぞれ維持すること。

本契約締結日以降、全貸付人の貸付義務が終了し、かつ借入人が貸付人及びエージェントに対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、住友化学株式会社の借入人に対する出資比率が50.1%以上に維持されるようにすること。

(2021年6月30日契約)

株式会社三井住友銀行と締結した借入契約（借入残高1,500,000千円）には、次の財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合には、期限の利益を喪失する可能性があります。

2021年6月以降に終了する決算期の末日における借入人単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における借入人単体の貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上を維持すること。

本契約締結日以降、貸付人の貸付義務が終了し、かつ借入人が貸付人に対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、住友化学株式会社の借入人に対する出資比率が50.1%以上に維持されるようにすること。

(6) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

|        |         |
|--------|---------|
| 短期金銭債権 | 9,657千円 |
| 短期金銭債務 | 4,810   |

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

|      |          |
|------|----------|
| 営業収入 | 11,449千円 |
| 営業費用 | 194,273  |

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数<br>(株) | 当事業年度増加株式数<br>(株) | 当事業年度減少株式数<br>(株) | 当事業年度末の株式数<br>(株) |
|-------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 普通株式  | 32,533,000         | —                 | —                 | 32,533,000        |

(2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数<br>(株) | 当事業年度増加株式数<br>(株) | 当事業年度減少株式数<br>(株) | 当事業年度末の株式数<br>(株) |
|-------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 普通株式  | 1,119              | —                 | —                 | 1,119             |

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金及び住友化学グループのグループファイナンス等に限定し、また、資金調達については増資、銀行借入及び住友化学グループのファイナンスによる方針です。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の商取引管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を年度毎に把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握し、当該企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である電子記録債務、買掛金並びに未払金、設備関係電子記録債務は、1年以内の支払期日です。

営業債務、未払金、設備関係電子記録債務及び借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、資金担当部門が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額27,925千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、電子記録債権、売掛金、電子記録債務、買掛金、未払金、設備関係電子記録債務、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

|                       | 貸借対照表計上額<br>(千円) (* 1) | 時価 (千円) (* 1) | 差額 (千円) |
|-----------------------|------------------------|---------------|---------|
| (1) 投資有価証券<br>その他有価証券 | 55,039                 | 55,039        | —       |
| (2) 長期借入金(* 2)        | (12,300,000)           | (12,300,000)  | —       |

(\* 1)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(\* 2)1年内返済予定の長期借入金を含めております。

### (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## ①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

| 区分                      | 時価 (千円) |      |      |        |
|-------------------------|---------|------|------|--------|
|                         | レベル1    | レベル2 | レベル3 | 合計     |
| 投資有価証券<br>その他有価証券<br>株式 | 55,039  | －    | －    | 55,039 |

## ②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

| 区分    | 時価 (千円) |            |      |            |
|-------|---------|------------|------|------------|
|       | レベル1    | レベル2       | レベル3 | 合計         |
| 長期借入金 | －       | 12,300,000 | －    | 12,300,000 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

## 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

## 長期借入金

長期借入金は変動金利のため市場金利を反映し、信用状態が借入後大きく変化していないことから時価簿価が近似していると考えられるため当該帳簿価額によっております。当該借入金はレベル2の時価に分類しております。

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

### 繰延税金資産

|                       |                                       |
|-----------------------|---------------------------------------|
| 売掛金                   | 761,500千円                             |
| 賞与引当金                 | 57,020                                |
| 未払法定福利費               | 8,989                                 |
| 未払事業税                 | 13,630                                |
| ゴルフ会員権評価損             | 9,459                                 |
| 減価償却超過額               | 5,313                                 |
| 減損損失                  | 97,510                                |
| 資産除去債務                | 9,838                                 |
| 税務上の繰越欠損金             | 1,496,079                             |
| その他                   | 215                                   |
| 繰延税金資産小計              | <u>2,459,557千円</u>                    |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額    | $\Delta$ 1,496,079                    |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | $\Delta$ 963,478                      |
| 評価性引当額小計              | <u><math>\Delta</math>2,459,557千円</u> |
| 繰延税金資産合計              | <u>-千円</u>                            |

### 繰延税金負債

|              |                                    |
|--------------|------------------------------------|
| 前払年金費用       | $\Delta$ 20,230千円                  |
| その他有価証券評価差額金 | $\Delta$ 10,724                    |
| 特別償却準備金      | $\Delta$ 67,269                    |
| その他          | $\Delta$ 514                       |
| 繰延税金負債合計     | <u><math>\Delta</math>98,738千円</u> |
| 繰延税金負債の純額    | <u><math>\Delta</math>98,738千円</u> |

## 9. 収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|           |            |
|-----------|------------|
| 主たる地域市場   |            |
| 日本        | 19,433,110 |
| アジア       | 19,565,528 |
| 欧州        | 1,532,571  |
| 米国        | 106        |
| 外部顧客への売上高 | 40,531,316 |
| 主要な用途     |            |
| リチウムイオン電池 |            |
| 車載用途      | 30,312,855 |
| 民生用途      | 7,660,213  |
| ニッケル水素電池  |            |
| 車載用途      | 2,338,436  |
| 民生用途      | 22,430     |
| その他       | 197,379    |
| 外部顧客への売上高 | 40,531,316 |

(2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 410円68銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 22円50銭  |

## 11. その他の注記

(退職給付会計)

### (1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

当社が有する確定給付企業年金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

### (2) 確定給付制度

#### ① 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| 退職給付引当金 (△は前払年金費用) |           |
| の期首残高              | △50,427千円 |
| 退職給付費用             | 59,253    |
| 制度への拠出額            | △75,241   |
| <hr/>              |           |
| 退職給付引当金 (△は前払年金費用) |           |
| の期末残高              | △66,415千円 |

#### ② 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| 積立型制度の退職給付債務        | 775,259千円 |
| 年金資産                | △841,674  |
| <hr/>               |           |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | △66,415千円 |
| <hr/>               |           |
| 退職給付引当金 (△は前払年金費用)  | △66,415千円 |
| <hr/>               |           |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | △66,415千円 |

#### ③ 退職給付費用

|                |          |
|----------------|----------|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 59,253千円 |
|----------------|----------|



## 計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社田中化学研究所

取締役会 御中有限責任あずさ監査法人北陸事務所

|                    |       |   |   |   |
|--------------------|-------|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 高 | 木 | 修 |
|--------------------|-------|---|---|---|

|                    |       |   |   |    |
|--------------------|-------|---|---|----|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 米 | 山 | 英樹 |
|--------------------|-------|---|---|----|

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社田中化学研究所の2021年4月1日から2022年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第66期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当社の内部監査室その他内部統制所管部署と連携のうえ、取締役会、執行役員会議、部長会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等の重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 財務報告に係る内部統制について、取締役及び内部監査室並びに会計監査人である有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 会計監査人である有限責任 あずさ監査法人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、有限責任 あずさ監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、有限責任 あずさ監査法人から「会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。又、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2022年5月12日

株式会社 田中化学研究所 監査等委員会

独立社外取締役監査等委員（常勤） 大 嶋 哲 夫 ㊟

独立社外取締役監査等委員 増 田 仁 視 ㊟

独立社外取締役監査等委員 井 上 毅 ㊟

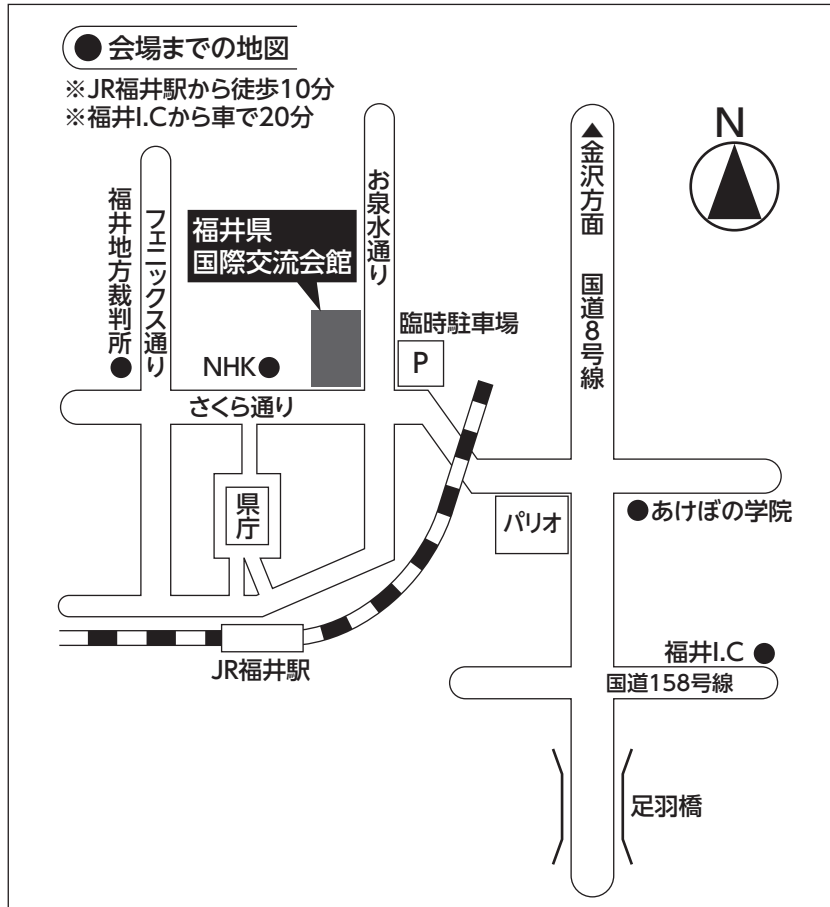
以 上





# 株主総会会場ご案内図

福井県福井市宝永3丁目1-1  
福井県国際交流会館 B1 多目的ホール  
電話 0776-28-8800



※お車でご来場の際は、お手数ですが、臨時駐車場(会場東側)のみご利用いただきますようお願い申し上げます。

UD  
FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。